

委員会提出議案第3号

石垣市議会委員会条例の一部を改正する条例

このことについて、石垣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和6年6月17日

提出者 議会運営委員会
委員長 仲間 均

石垣市議会
議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

全国市議会議長会の標準会議規則の改正に伴い、文言等の整理を行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

石垣市議会委員会条例の一部を改正する条例

石垣市議会委員会条例（平成3年石垣市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第26条第2項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に改める。

第29条第2項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に改め、同条第3項中「（公述人の発言）」を「（（公述人の発言））」に、「（委員と公述人の質疑）」を「（（委員と公述人の質疑））」に、「（代理人又は文書による意見の陳述）」を「（（代理人又は文書による意見の陳述））」に改める。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石垣市議会委員会条例の一部を改正する条例 対照表

現行	改正案
(秘密会)	(秘密会)
第 20 条 (略)	第 20 条 (略)
2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、 討論を用いないで委員会には <u>か</u> って決める。	2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、 討論を用いないで委員会に <u>諮</u> って決める。
(公述人の決定)	(公述人の決定)
第 25 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び 学識経験者等（以下「公述人」という。）は、 <u>あらかじめ文書</u> <u>で申し出た者及びその他の者の中から</u> 、委員会において定 め、議長を経て、本人にその旨を通知する。	第 25 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び 学識経験者等（以下「公述人」という。）は、 <u>前条の規定によ</u> <u>りあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から</u> 、委員会に おいて定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。
2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者 及び反対者があるときは、一方に <u>かたよらない</u> ように公述人 を選ばなければならない。	2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者 及び反対者があるときは、一方に <u>偏らない</u> ように公述人を選 ばなければならない。
(公述人の発言)	(公述人の発言)
第 26 条 (略)	第 26 条 (略)
2 公述人の発言は、その意見を <u>聞こうとする</u> 案件の範囲を超 えてはならない。	2 公述人の発言は、その意見を <u>聴こうとする</u> 案件の範囲を超 えてはならない。
3 (略)	3 (略)
(参考人)	(参考人)
第 29 条 (略)	第 29 条 (略)
2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及 び意見を <u>聞こうとする</u> 案件その他必要な事項を通知しなけ ればならない。	2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及 び意見を <u>聴こうとする</u> 案件その他必要な事項を通知しなけ ればならない。
3 参考人については、第 26 条 <u>(公述人の発言)</u> 、第 27 条 <u>(委</u>	3 参考人については、第 26 条 <u>((公述人の発言))</u> 、第 27 条 <u>((委</u>

<p><u>員と公述人の質疑) 及び第 28 条 (代理人又は文書による意見の陳述) の規定を準用する。</u></p>	<p><u>員と公述人の質疑)) 及び第 28 条 ((代理人又は文書による意見の陳述)) の規定を準用する。</u></p>
<p>(記録)</p>	<p>(記録)</p>
<p>第 30 条 (略)</p>	<p>第 30 条 (略)</p>
<p><u>2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第 1 2 3 条第 3 項の規定を準用する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>3 前 2 項の記録は、議長が保管する。</u></p>	<p><u>2 前項の記録は、議長が保管する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p>